

---

## 第3回日吉津村議会定例会会議録〔第4日〕

令和2年9月25日（金曜日）

---

### 議事日程（第4号）

令2年9月25日 午後1時30分開議

- 日程第 1 陳情第10号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について
- 日程第 2 陳情第11号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について
- 日程第 3 議案第49号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第 4 議案第50号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第52号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 6 議案第53号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 7 議案第54号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第55号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第56号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第57号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第58号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 12 議案第59号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第 13 発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

- 日程第 14 発議第 8 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について
- 日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 議員派遣の件について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 10 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について
- 日程第 2 陳情第 11 号 国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について
- 日程第 3 議案第 49 号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第 4 議案第 50 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 52 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 6 議案第 53 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 7 議案第 54 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 55 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 56 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 57 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 58 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

- 日程第 12 議案第 59 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 13 発議第 7 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 14 発議第 8 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について
- 日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 議員派遣の件について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（10 名）**

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 高 森 彰                      書記 ----- 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ----- 中 田 達 彦	総務課長 ----- 高 田 直 人
総合政策課長 ----- 福 井 真 一	住民課長 ----- 矢 野 孝 志
福祉保健課長 ----- 小 原 義 人	建設産業課長 ----- 益 田 英 則

教育長 ----- 井 田 博 之                      教育課長 ----- 横 田 威 開  
会計管理者 ----- 西                      珠 生

---

### 午後 1 時 30 分開議

○議長（井藤 稔君） 皆さんこんにちは、ただいまの出席議員数は、10 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

#### 日程第 1 陳情第 10 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、陳情第 10 号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3 番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。本定例会に総務経済常任委員会に付託をされております、陳情第 10 号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情についてご説明と概略要件を申し上げます。

9 月定例会で委員会に付託をされております本陳情でございます。これにつきましては、総務経済常任委員 5 名、委員長橋井、副委員長前田、そして長谷川、三島、井藤議長のすべて 5 名で構成をしております。

冒頭に申し上げます。審査の結果から、まず、申し上げておきます。審査の結果は、本陳情は採択すべきということで賛成多数でございます。その内容は採択すべきもの 2、不採択とすべきもの 1、趣旨採択とすべきものが 1 ということで意見が割れておるところでございます。

この中で本陳情の中身につきましては、先ごろの新聞にも出ておりました。9 月 21 日にイタリアのシチリア半島の下にあるマルタという国が、これたしか 66 回目の独立記念日とあわせ、国際平和デーとあわせた 9 月 22 日に署名を出したというもので、現在 45 ヶ国ということでございます。これらにつきましては 50 ヶ国の批准書に基づいて、国連事務総長に寄託をされてから 90 日後に発行されるということの条文でございます。

ともあれ、日吉津村議会におきまして本陳情の内容を精査並びに各委員で討議をさせていただきました。やはりこの陳情につきましては、採択すべきものとの意見の中では、日本の現在置か

れている状況を踏まえても核を抑止し、唯一の被爆国である日本という国を根底から見直し、批准に基づいて日本の国政を担うべきではないかという意見が大半であったように思っております。

それから不採択すべきという意見の中では、日本国が今とっておる態度はそのとおりでございますが、これは核の抑止力というものについての、その傘下に現在はあるわけでございます。特に米国との安全保障の問題、これらを切っては放せないというところの視点もあったなということでございます。

それから趣旨採択の意見としましては、これらの問題については特定の町村、地方公共団体からの発信とすべきものもありますが、しかしながら国政としての態度の中で決定されたものを遵守すべきではないかという意見がそれらの意見としてあったように思っております。

ともあれ、これらの陳情につきましては、賛成多数をもちまして採択すべきということの結果になりましたので、総務経済常任委員会のご報告に代えさせていただきます。以上でございます。

**○議長（井藤 稔君）** 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井藤 稔君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井藤 稔君）** 賛成討論はありませんか。

前田議員。

**○議員（7番 前田 昇君）** 7番、前田です。今回の申し合わせで、ここに立つ場合はマスクを外すということになってしまったので、外させていただきます。ただいまの陳情に対します委員長報告は採択すべきということで報告がありました。これに賛成の立場で討論をさせていただきます。反対討論はなかったわけではありますが、採決としては起立の上で採決として踏む手順がありますので、あえて賛成の立場でわたしなりの討論をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

この核兵器禁止条約の、日本政府の署名・批准を求める意見書ということですが、核兵器の問題につきましては、我々まあ日本に暮らすものであれば、一発の核兵器の被害がいかに破滅的で甚大なものであるかということは、よくお互いに理解をしていることだというふうに思います。すでに、世界の条約で締結されております細菌兵器とか、化学兵器とかは禁止をされてお

りますので、それ同様にこの核兵器も禁止すべき兵器であるというふうな考えを持っております。

ところがかつて世界中の人々は、この広島、長崎に落としました原爆については、第2次世界大戦を一刻も早く終わらせるためには、核兵器が必要であったというふうな理解が以前は強かったわけですが、しかしその後、特にとりわけ戦後75年を過ぎて、被爆者の皆さんの粘り強い運動などの結果、ようやく世界の国々で核兵器は非人道的兵器であって、絶対に使ってはならない兵器だと、一刻も早くこの地球上から無くすべき兵器だということが訴えられ、そういった認識が世界によりやく広がってきました。

が、しかしこの間も、今も各地で紛争が絶えない中で、その終結のために核兵器を使用せんとする危機が何度も起きております。したがって、われわれ自身今もこの核兵器の脅威にさらされているということであります。そしてそれに対する世界の声が盛り上がり、3年前2017年7月に国連において122カ国の賛成で、この条約は採択されております。

スイスに本拠地を置く国際NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANというふうに呼ばれますが、ノーベル平和賞を受賞しその授賞式において、広島出身のカナダ在住の被爆者サーロ一節子さんが力強くスピーチされたということは、日本でも多々報道されて記憶に新しいところだとうふうに思います。

そういった中でわが国日本政府も、いずれは核兵器禁止条約も必要だというふうに応えてはいるわけですが、現在はアメリカの核の傘に守られているという立場でこの条約の締結をしておりません。唯一の戦争被爆国である日本の政府がこの条約に背を向けているということはそのアメリカの人々も含め、国際世論からはやや不可解な態度だというふうに受け止められています。結果として、日本政府の態度が世界の潮流に水を差す、そういう役割を果たしてしまっているとうふうに考えております。

8月6日、今年も開催されました広島での平和記念式典において、広島市の松井市長は平和宣言の終盤に次のようにスピーチをされています。日本政府には核保有国と非核保有国の橋渡し役をしっかりと果たすためにも、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いを誠実に受け止めて同条約の締結国となり、唯一の戦争被爆国として世界中の人々が被爆地広島の心に共感し、連帯するよう訴えていただきたいと述べられております。

本村は、昭和60年に核兵器廃絶平和の村宣言を決議しております。当時は中井定利村長の時代でありましたが、宣言を決議した際には当時の議員の皆さんも、1日も早い核兵器の廃絶を求めてその意志を表明されたのだというふうに思います。そして昭和50年代から平和展を今日まで毎

年開催してきておりました、長年広島の被爆資料をお借りして展示してまいりました。

核兵器を禁止する国際的な動きは、特定の政治党派あるいはイデオロギーに関わるテーマではありません。悲惨な原爆の記憶を風化させず、子や孫に少しでも安全な地域を引き継いでいくため、わたしたちは傍観者となってはならないというふうに考えています。わたしたちにできることは、高齢化が進む被爆者の皆さんの悲痛な思いに寄り添い、条約の批准を求めることでわずかでも日本政府の背中を押すことだというふうに考えております。すでに県西部においては境港市、南部町、日野町において採択されたと聞いております。われわれ日吉津村議会としても、核兵器の廃絶を求めるそういう態度を表明していくべきだというふうに思います。同僚議員の皆さんのご賛同をぜひともよろしくお願いしたいと思います。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第 10 号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって陳情第 10 号は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第 2 陳情第 11 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、陳情第 11 号国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情についてを議題とします。本陳情は本会議において、教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悦郎君） 教育民生常任委員長の松田です。ただいまより陳情審査報告を行います。教育民生常任委員会に付託されました陳情第 11 号は、令和 2 年 9 月 18 日 9 時から議員委員会室におきまして審議を行いました。出席議員の敬称は略しますが、河中、山路、加藤、松本、松田の常任委員 5 人で慎重審議を行い、その審査経緯と結果の報告をします。

陳情第 11 号は、国の責任による 20 人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情につきましては、不採択となりました。

審査で出された主な意見としまして、今コロナで大変な時期であるが、以前から先生の数足りないし、少ない状況であるのでこの時期に20人学級は難しい、現在ではできない。20人学級についての予算が計上していないし、これを国が行えば大変な予算となる。また、裏付けのない陳情には賛成できない。コロナ禍で40人を20人学級にすれば少人数学級、授業、学校現場の縮小が必要であると陳情で言われているが、縮小となれば大変なことである。できる限り、今の方法で行うことが必要であるし、考えが時期尚早である。一方、コロナによって今までに経験したことがない状況であるし、教育現場のことを考えると陳情趣旨は理解できる。

以上、多くの意見が出ましたが、最終的に不採択3名、採択1名となり、不採択と決しました。

これで陳情報告を終わります。

**○議長（井藤 稔君）** 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井藤 稔君）** 質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論は委員長報告に対し、反対、賛成の順に行います。

反対討論はありませんか。

山路議員。

**○議員（2番 山路 有君）** 2番、山路です。陳情第11号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、ただいま同陳情の付託を受けた教育民生常任委員長の審査結果報告は不採択でありました。この審査報告に対し、同陳情に賛成、つまり採択の立場で討論をいたします。

冒頭申し上げたいと思います。自治体の財政力で教育格差をつけてはいけないと、これが1議員としての姿勢であります。わたくしは議員各位も、そのように思っておられるというふうに思っております。このような立場から、わが村においてはそれこそわが村一つの日吉津小学校、皆さんもご存じのように国の基準以上の少人数学級が実施されています。当然国の基準以上の部分は、村独自の予算で実施しなくてはなりません。これもひとえに、先人の企業誘致等の英断により県下ではトップ、国内においても上位の財政力に支えられているということ認識しなくてはなりません。ますます、進むであろう少子高齢化時代、次代を支える子どもたちに十分な教育環境、国内、国際感覚を勉強させることは重要な施策であり、理解する1議員であります。

この度の陳情、少人数学級、つまり20人学級の推進については、すでに安倍政権時代と言って

も、去る7月8日に開催されたいわゆる骨太方針等の公的会議で、ていねいに検討すると述べておられます。その後それを受けて、経済諮問会議で中教審会長また文科大臣も国会答弁で少人数学級を進めていくと答弁しています。また、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長が連名で新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言3項目を行い、この度の陳情趣旨もその一つに挙げられています。このような背景がありながら、付託された委員会でなぜ不採択になるのか理解できないところであります。また、これは先ほど委員長が不採択の理由を述べられたところでもありますけれども、コロナ禍に乗じた陳情であるとか、莫大な予算が掛かるなどが反対理由の主な内容であったと思いますが、わが村さえよければよいと、受け止められかねないように思うところであります。

以前、県の関係者に当然採択とすべき案件が、不採択になる要因についてお聞きした機会があります。曰く、革新系の陳情は陳情内容の良し、悪しでなく、第一ハードルは革新系であるのかわからないのが、第一ハードルとなっているとお聞きした経過があります。当議会に限らず、そのような状況があると思われ、わが身を振り返った経緯があります。であるならばこのような陳情が出なければ、多分国は粛々と少人数学級その他の施策を予算化するもとと考えるところです。

ちなみに2011年東日本大震災後、特例的法制改正を行い、少人数学級枠を小学校1年生から2年生に改正しました。それだけで全国で4000人の教員が必要とされたと言われております。よく考えれば、コロナ就職氷河期、経済効果も十分に見込めると多分にそこまで考えられた国の施策を、わたしは評価するところであります。

長々と、同陳情の賛成に至る趣旨を述べたところであります。国としても莫大な予算が掛かろうと、国の宝である子どもたちの環境整備に力を入れる方向に至っている背景もご理解いただき、ぜひとも同陳情を採択していただきますようお願いいたします。以上で終わります。

**○議長（井藤 稔君）** 続きまして、委員長報告に対する賛成討論を行います。賛成討論はありますか。

松本議員。

**○議員（5番 松本 二三子君）** 5番、松本です。わたしは陳情第11号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果は不採択という委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は2点についての要望を採択し、国に意見書を出して下さいというものです。まず1点目が、子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため緊急に20人程度で授業ができ

るようにすること。そのための教職員の増員と教室確保を国の責任で行うということです。2 点目が 20 人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。どちらも、教職員の増員をということです。たしかに新型コロナウイルス感染症対策として、3 密を避けるため分散登校の実施から少人数学級での学習や指導で生徒の様子がよく見え、生徒も見られているという意識から集中力が高まる。指導の効率があがる。などの声が学校からも出ているようですし、県や村独自に少人数学級に取り組んでいる日吉津小学校の子どもたちの様子を見ていても、少人数学級の必要性は感じます。

ただし、国の標準法では小・中・高の 1 学級あたりの児童生徒数が小学 2 年生までは 35 人、他の学年は 40 人が標準とされています。緊急にしても将来的にも 20 人学級となると今の倍の教員数が必要となります。全国の公立小・中学校における 20 人学級の実施には約 10 万 9000 人の教員増が必要という数字も出ています。令和 2 年の 6 月時点では文科省も、現時点で標準を引き下げる考えはないとしています。今の段階では増員できる教職員の人数が大幅にたりない。財政面からもすべて国の責任でということですが、国で話が進んでいるということがあるのであれば、よけいに今は意見書は出すべきではないと考えます。皆様のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第 11 号を採決いたします。本陳情に対する委員長報告は不採択とすることであり、したがって原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって陳情第 11 号は不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 議案第 49 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、議案第 49 号日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 50 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、議案第 50 号日吉津村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 議案第 52 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、議案第 52 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 53 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、議案第 53 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 7 議案第 54 号 から 日程第 10 議案第 57 号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第 7 から日程第 10 までの 4 議案については、いずれも令和元年度の決算認定ですので一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 7、議案第 54 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 55 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 56 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 57 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

本 4 議案については、本会議において決算審査特別委員会に審査を付託していますので、決算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（3 番 橋井 満義君） 決算審査特別委員長の橋井でございます。本定例会におきまして、決算審査特別委員会を設置されております。議員全員で構成される決算審査特別委員会を開催いたしまして、それに対する結果と経過についてご報告をさせていただきたいと思えます。

令和 2 年 9 月 25 日、日吉津村議会議長井藤稔様、決算審査特別委員長橋井満義。決算審査報告

書、本委員会に付託されております事件は審査の結果次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第 77 条の規定によりご報告申し上げます。審査事件名は先ほど議長の口述のとおりでございます。本日の日程第 7 から日程第 10 まで、議案第 54 号から議案第 57 号までの 4 議案について審議をさせていただきました。

まず、議案第 54 号令和元年度無鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 55 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 56 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 57 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 4 議案でございます。

まず、審査の日時につきましては、今月 9 月 15 日及び 16 日両日午前 9 時より会議を開いております。審査の場所は役場庁舎 2 階第 1・第 2 会議室で行っております。委員構成につきましては、議員全員 10 人で構成しております。委員長わたくし橋井、そして副委員長松田議員、委員は敬称略させていただきます。山路、加藤、三島、松本、河中、前田、長谷川、井藤各議員全員でございます。説明員として、建設産業課長、住民課長、福祉保健課長、保育所長、総務課長、総務係長、総合政策課長、教育長、教育課長、議会事務局長、以上全員出席いただいております。

審査の結果につきましては、口述で申し上げさせていただきますが、お手元に配布をしております審査の結果の表のとおりでございます。

審査の概要についてご報告させていただきます。まず、議案第 54 号一般会計歳入決算額 25 億 4,815 万 944 円で、前年度対比 2.6 パーセントの減、歳出決算額は 23 億 8,297 万 9,121 円で対前年度比 5.7 パーセントの減となっております。歳入の主なものでは村税が前年度対比で 2,589 万 4,000 円の減額となっております。この理由につきましては、村民税の法人住民税は微増で増えています、法人住民税が減収となり、基幹税目である固定資産税の土地、家屋分につきましては若干微増ではありますが、大企業の償却資産分が減収となったことが主な要因と考えられます。

また、税の徴収では努力が伺えるところであり、徴収率が高くはなっております。しかしながら不能欠損額も上昇傾向にあり、これらについては税の公平性を鑑み中、時効の自然成立など安易な処理にならないように留意をされたいということをし添えておきます。寄附金によるふるさと納税が 2 億円の寄附があります。ネット申し込みなど、寄附窓口の強化や返礼品などに、創意工夫が見られた点は評価をしたいと思います。

歳出におきましては、人口増加に伴った子育て支援や健康対策事業が膨らみ、民生費や衛生費が増額となっております。長年の懸案でありました保育所をはじめとする複合型施設に着手されておりますが、これにつきましては、村民や現場の声を尊重しながら進めていただきたいと思います。

塵芥処理につきましては、西部広域行政管理組合において一般廃棄物処理施設基本構想が策定されておりますが、村民へ状況説明や廃棄物行政への理解が得られるように進めていただきたいと思いますというふうに思います。公債費につきましては、対前年度比 7,000 万円の増額となっており、緊急防災減災事業債や公共用地先行取得事業債がはじまったことが主な要因となっております。今後は引き続き、財政の健全化に努めていただきたいと思います。

本委員会は審査の結果、全会一致で一般会計への決算につきましては認定すべきとなりました。

次、国民健康保険事業勘定特別会計でございます。歳入決算額は 3 億 8,174 万 5,092 円で、1.7 パーセントの減であります。

歳出決算額は、3 億 8,062 万 487 円で前年度対比は 1.9 パーセントの増でございます。歳出で最も多く支出している本給付費は、退職被保険者分が減額となったものの一般被保険者の療養給付費と高額療養費が増えているところであります。また、保険税の徴収率は 84.2 パーセントで前年度あの 83.2 パーセントと比べて 1 ポイント上がっております。これは退職被保険者の徴収率が下がったものの、一般被保険者の徴収率が上がったことが主な要因であります。検診受診率が 52.5 パーセントで、県下でも高い受診率を保ってきてきており、これにつきましては引き続き、検診率の向上と医療費の適正化に努められたいと意見が出ております。

本委員会は審査の結果、全会一致で認定すべきものとなりました。

次、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額は、4,524 万 5,540 円で前年度費 0.6 パーセントの増、歳出決算額は 4,524 万 5,540 円で前年度費 0.6 パーセントの増、歳出決算額は 4,522 万 2,070 円で前年度対比は 0.9 パーセントの増であります。これからますます高齢化が進む中、被保険者が増加している中で、わずかではありますが保険料の徴収に滞納が見られますので、制度の説明なども今後もていねいに対応を努められたいと、本委員会は審査の結果、全会一致で認定すべきとなりました。

次、公共下水道事業特別会計歳入決算額は 1 億 1,036 万 2,473 円で、前年度対比は 23 パーセントの減、歳出決算額は 9,389 万 7,994 円で前年度対比は 33.7 パーセントの減でありました。歳入歳出ともに大幅な減額ではありますが、令和 2 年度から企業会計へ移行するため、3 月末までの

打ち切り処理がなされました。これは出納整理期間で扱う予定であった歳入歳出額が、それぞれ特例的未収金、特例的未払金の扱いとなり、翌年度分とされたことによるものの会計状況でございます。今後も企業会計の研修などを通じまして、実務能力の向上に努められたいと思います。

本委員会は審査の結果、全会一致で認定すべきとなりました。

別紙としまして、本委員会の決算審査の中では、各委員からの意見が出ておりましたので、意見書を添付し、執行部につきましてはこれらの意見に反映されるべく、次年度の予算編成並びに決算に努めていただきたいというふうに思います。

以上で報告を終わります。

**○議長（井藤 稔君）** 議案第 54 号から議案第 57 号まで委員長報告は全会一致で認定すべきものとなっておりますので、この際、質疑・討論はないものとして採決は各議案ごとに行います。これから議案第 54 号を採決します。

本議案に対する委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井藤 稔君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 55 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井藤 稔君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 55 号は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 56 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井藤 稔君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 56 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 57 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 57 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 11 議案第 58 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、議案第 58 号日吉津村日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 58 を採決します。本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第 12 議案第 59 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 12、議案第 59 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 59 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 5 回)について、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、本議会に一度提案させていただきましたが、歳出予算の財源内訳に誤りがあったため撤回をしたものであり、このたび財源内訳を訂正し、再提案させていただくものであります。

補正予算としては、歳入歳出それぞれ 9,184 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 30 億 2,270 万 7,000 円とするものでございます。

歳出の主なものから説明申し上げますので、はじめに、9 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 4 目財産管理費に 155 万 9,000 円を計上しておりますが、これは公共施設管理計画に基づく個別施設計画を策定するための委託料が主なものでございます。

次に、同款、同項、第 5 目企画費に 7,500 万円を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の増に伴う寄附者記念品等、並びに新型コロナウイルス感染拡大に伴ううなばら荘の予約キャンセルが相次いだことによる経営悪化を補うための、うなばら福祉事業団補助金の補正が主な

ものでございます。特にうなばら荘につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が大きく、職員もさまざまな工夫や営業努力を行っておりますが、4月以降厳しい状況が続いており、資金繰りも厳しい状況でございます。村といたしましてもなんとか、これを応援してまいりたいと考えておりますので、補助金の補正につきましてご理解賜わりたく、お願いを申し上げるものでございます。

次に10ページをご覧ください。同款、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費に702万4,000円を計上しておりますが、これはデジタル手続法の改正に伴うシステム改修にかかる電算処理業務委託料でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に290万6,000円を計上しておりますが、これは委託事業拡大によるふれあいのまちづくり事業委託料、並びに補装具の購入等に係る扶助費が主なものでございます。

次に、12ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費に200万円を計上しておりますが、これは農道の陥没等の増加に伴う農道・用排水路等の補修工事にかかるものでございます。

つづいて、歳入の主なものについて説明申し上げますので、6ページをご覧ください。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では6,120万円を計上しておりますが、これは社会福祉費等の需用額が増となったことによる普通交付税の増額でございます。

次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では783万8,000円を計上しておりますが、これはデジタル手続法の改正に伴うシステム改修にかかるシステム整備費補助金が主なものでございます。

次に、7から8ページにかけてご覧ください。第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務寄附金では9,000万円を計上しておりますが、これはふるさと納税にかかる寄附金でございます。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1億3,395万4,000円の減額と第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金5,314万3,000円で調整し、第21款村債、第1項村債、第2目臨時財政対策債では、発行可能額が確定したので929万6,000円の増額を計上しております。

以上、議案第59号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

**○議長（井藤 稔君）** 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

**○議員（4番 三島 尋子君）** 4番、三島です。えっと、歳入7ページからお願いします。先ほど村長から説明もありましたけれども、前年度繰越金についてですが、これの財政調整基金の繰入金が大変多く減額になってまして、先ほどの説明では繰越金で調整をしたということでしたけれども、繰越金については地方財政報の7条で、処分について決められておると思いますが、その点についてはどうお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

4点ほどお願いします。あと3点ですけれども、2点目は9ページです。先ほど説明がありました。総務費の財産管理費、委託料152万9,000円、これは保育園を施設計画の策定を組むようになったので、全部の公共施設について施設計画を立てる。全部いっしょにした方が安上がりになるという説明だったと思いますけれども、そういうふうに概要書っていいですか、説明にもありますが、どういうふうな施設設計というものをつくれるのかということをお聞かせ下さい。

それと企画費です。企画費はこれほとんど村づくりの基金に対する、寄附金に対するものだと思いますけれども、この中で3,000万、負担金補助及び交付金がうなばら荘事業団への補助金が3,000万上がっています。これの財源内訳を見ますと、寄附金から充てられているというふうに解釈しました。これがなぜ、うなばら荘の財源に、皆さんからいただいた村づくりの基金、寄附金が充てられているかということをお伺います。

次、教育費ですね、13ページ、事務局費で職員手当、時間外勤務手当が94万増額されています。これについてお聞かせ下さい。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 三島議員のご質問にお答えいたします。7ページの財政調整基金の繰入金ですけれども、こちらの方は6ページから8ページにかけての歳入総額とそれと支出の差額ということで1億3,395万4,000円の減額を調整しているということで、この参画の主なものが地方交付税の6,120万でありますし、総務寄附金の9,000万、それから繰越金も含めたということで、全体を通してということでご理解いただければという具合に思います。

それから財産管理の委託料の方ですけれども、先ほど議員が申されたようにこの保育所の今、複合施設のするところで、個別施設計画をつくらないといけないということで、来年度それ以外のものについては、当初予算で上げてやる予定でしたけれども、一括して委託をした方が安くなるということで、経費の問題もありましたので、一括契約をできるように予算化をするものでありまして、まだ、内容的なものを設計ということではありません。この、委託料ということで予

算が通ってから、委託ということででしていきたいという具合に思っております。それからうなばら福祉事業団の3,000万に対して9,000万当たってるんじゃないかということでもありますけれども、これは3,000万についてはすべて一般財源であります。この9ページの財源内訳については、夢育む村づくり基金が9,000万寄附金が入るということで、予算上は歳出予算はふるさと納税が4,500万の歳出となっております。この報償費、役務費、委託料等をたしていただければ4,500万となっております。4,500万に対して9,000万の寄付金が入りますので、一般財源が三角の4,500万ということで、三角の4,500万と一般財源のうなばら荘の3,000万をたすと、1,500万の減額ということになりますので、その内訳ということでご理解いただければという具合に思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） もう1点。高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 13ページの教育総務費の事務局費の時間外ですけれども、これは再任用職員の福祉保健課の方と今兼務していただいております。複合施設の設計等に時間を要すということで、時間外を増加ということで追加予算ということで、計上させていただいたものがあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 繰越金について伺います。この前年度繰越金っていうのはいつの前年度になりますか。元年度なので30年度の繰越金、そういうことも含めて、それと地方財政法によると3分の2、以上は積立金とか、減債とか、そういうものに充てなさいということが義務づけられていますね。その点はどうなっていますでしょうか。

それと財産管理費の委託料についてですけれども、その施設設計をたてられるということは理解しますが、どういうものを施設設計でされるのかっていうことがわかりませんが、それはどういうことなんでしょう。きちんとしたものはそれぞれが修理とか建設とかされる時に、設計にかかれるんだと思いますけれども、それ以前にこうにこういう計画を立てるということについての中身がちょっと知りたいです。

それとうなばら荘への補助金ですけれども、今聞きますと一般財源ですということがありましたけれども、これ概要説明もされてませんね。そういうことをしてないとわかりません。この中で見ていくとその他寄附金が9,000万全部充てられているというふうに解釈します。それで1,500万が減額、一般財源が減額をされているんだというふうに思いますけれども、説明の概要書というか説明資料にきちんとこういうあれはしていただかないといけないなと思いますけれども、わ

たくしも当初予算からずっとしてみまして、そうしたら4,500万びったりでした。それをずっと出してきてここにこう、こういうふうな計算になるんだということはみましたけれども、これではわからないじゃないでしょうか。わたくしはそういうふうに見ます。寄附金、皆さんがうなばら荘への実質赤字補填として寄附をしたわけではないというふうにとってくると思います。その点についていかがお考えでしょうか。

それから教育費の職員手当ですが、当初予算には上げてなかったということでしょうか。以上お願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。最初の前年度繰越金ですけれども、これは元年度繰越金ということで、決算の方でもあったと思いますけれども、1億6,500万あった中の、繰越明許が1億ほどありましたので、その差額ということで5,600万ということで計上しておりますのでございます。たしかに通常、繰越金の2分1ということもありますけれども、ふるさと納税の関係ですべて財調を崩してですね、ふるさと納税に充てていましたので、まずこの財政調整基金の基種ということで今回はさせていただいたということでございます。

それから委託料の個別施設計画については、説明にも上げておりますけれども、さまざまな施設について、これからどのような形での、細かいことはどういう施設にしていくかというようなところでまあ合体をすとか、いろいろなことが考えられますので、そういうことも含めて今後検討していくということでありましてご理解をいただきたいと思っております。

それからうなばら荘のこの関係と申しますか、財源についての説明ですけれども、補正の場合は新規の場合しか概要書を作っておりませんので、確かに途中での移動での財源の移動がわかりにくいということもありますので、この辺については概要書の方でできるものかちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

それから事務局費については、当初一部予算計上しておりますけれども、今までの時間外、時間とかその辺を考えて、それから今後の時間数を考えた中で補正をさせていただいたということです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） くどいようですけれども、繰越金については約1億1,500万円ですね、元年度分についての繰越金ということでしたけれども、その2分の1、残りは積立金にするのではないのでしょうか。財政調整基金で調整をしていくというものなのではないのでしょうか。そこが

ちょっとわたくしは理解ができません。もう一度、そこをお願いします。

それと個別施設設計の中に 19 施設が載っていますけれども、その中でちょっと気が付いたところがありまして、社会福祉協議会というのがあったんですけれども、あれは福祉センターとは違いますか。計画書にもたしかね、社会福祉協議会って書いてあったので、元も直さないといけないのかなあというふうに見ました。社会福祉協議会っていうのは事務をするところなので、施設は福祉センターで役場が施設を建設してきた。それを払ってきて、まだあれは役場の財産になってるんですね。デイサービスといっしょで、ということは社会福祉協議会ではないじゃないかということをおもいました。どうなのでしょう。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。あの、三島議員おっしゃるとおり、前年度繰越 2 分の 1 というのはそのとおりだと思いますけれども、この度は全体の 9,000 万の総務費、寄附金を充てる際の今までの財源をずっと財調で使ってきたということもあったもので、そういう形でさしたもらったということで、今後そのあたりはしっかり気をつけたいという具合に思います。

それから、社会福祉協議会と載っておりますけれども、議員言われたとおり、社会福祉センターということですので、ちょっと間違っていますのでよろしくお願いします。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論につきましては、反対、賛成交互に行いたいと思います。はじめに反対討論はありませんか。

山路議員。

○議員（2 番 山路 有君） 失礼します。2 番、山路です。議案第 51 から 59 に変わりましたので、議案第 59 号令和 2 年度一般会計補正予算（第 5 回）に反対の立場で討論いたします。

冒頭、まず、お礼申し上げたいと思います。9 月 10 日うなばら荘についての一般質問、それ以後、いろいろな皆さんからご意見をいただきました。内容を少し申し上げさせていただきますと、いつも疑問に思っていた。また、80 分が短く、緊張して見ることができたなど、本当にいろいろご意見をいただくことができました。まず、この場をお借りしましてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。たくさんの方がケーブルテレビを見ておられることを改めて実感

したところであります。

前村長が言われていましたように、住民は何も言わないけれどもよく見ちょうけんなど、そういうことをよく言っておられました。その言葉を痛感するところであります。これまでわたくしはうなばら福祉事業団を応援する議員の一人でした。しかし、この度、このような補正予算を上程することは、これまで応援した議員、また、住民の期待を踏みにじるものであると思います。理解できない、まず、反対する点が4点あります。

1点目として、何より事前説明もない中、また過去に例のない年度途中、うなばら福祉事業団に、皆さんからいただいた税金3,000万円を運転資金として投入すること。長く議員をしておりますけれども、このような上程は今回初めてのよう、金額的にですね、初めてのよう思っております。

2点目として、これは9月10日、わたしの一般質問でわかったことですが、すでに運転資金として、銀行借入を3,000万していると、これについて全く説明を受けていないと、果たしてこのようことがあってよいものだろうかと今でも疑問に思っております。

3点目として、4月21日から6月30日までの70日間、うなばら荘は休業、まあ休館していたわけですが、この間従業員には営業努力はなされていないと、しかしながら給与は100パーセント支給されていると、民間では考えられないことであるとわたしは思っております。

4点目として、過去10年間で同福祉事業団に赤字補填として、合わせて2億円程度の税金がすでに投入されております。湯水のように投入される税金です。このまま行けば、近い将来3億円の大台にのぼることとなります。このように、当たり前のように村の税金が積み込まれること。この4点が反対する大きな理由であります。

この度の補正予算、賛成つまり可決されるならば、議会のチェックとは何かと村民の間から疑問の声が上がっても、仕方のないところと理解しております。何より議会としても、わたしは努力がなされていないと思っております。そのひとつにうなばら福祉事業団理事、関係者とも1度の話し合いの場を持っていない。

2つ目に、この件に関して西部広域の関係者とも一度も協議していないと、議会としても執行部ばかり批判してはおられないと思っております。協議の場を持つ努力が議会としても必要であると思っております。また非常に心配することは、本会議で可決、否決することよりもこのような赤字補填について、村民不在で進められているということに、議員の一人として責任を感じるところであります。結果的には政治離れ、議会離れを心配するところであります。

そしてこのような補正予算の在り方が、ここにも出席されておられますけれども、若い課長さんに悪影響にならないのか心配します。しかしながら、コロナ禍といいながらも、教育委員会、教育長を初めとして、教育課長、その都度丁寧な説明をしていただいております。住民課では新設予定の一般廃棄物に、西部広域職員を交えた協議の場を設ける議長の配慮もあったと聞くところですが、住民課長の努力に感謝する次第であります。議員の皆さんの英断により、ここで立ち止り、つまり否決し、緊張感の中で先ほど述べた関係者と協議の場を持つべきであると思っております。

わたくしは決して、かたくなに同議案に反対するものではありません。なぜか、それはその他の補正予算の執行が止まるからであります。早急な臨時会を開催し、可決しなければなりません。議会としても大変な労力を費やすこととなると思いますが、このようなプロセスこそ、今後のうなばら荘の健全運営に繋がるものと信じております。

また、村長の専権事項でもある一般会計を否決することは、決して村長を否定するものではありません。わたしの支持する方であり、これから村のために活躍していただく方であるからこそ、無責任な賛成はしたくないと思っております。まわりからいくら厳しい視線をあびながらも、だれかひとりぐらいいはこのような反対討論をしなければ村民の信頼、付託に応えることはできないと、勇気を持ってこの場に立っているところでもあります。

以上を申し上げ、議案第 59 号に反対の立場で討論します。皆さんのご賛同をよろしく願います。以上で終わります。

**○議長（井藤 稔君）** 続いて賛成討論はありませんか。

加藤議員。

**○議員（9 番 加藤 修君）** 9 番、加藤です。議案第 59 号令和 2 年度一般会計補正予算（第 5 回）について賛成の立場で討論をいたします。補正予算案の中で、うなばら福祉事業団補助金に 3,000 万円計上されております。執行部の説明では、コロナ禍の中キャンセルと客足が遠のき、現状があり、国からの助成金や給付金でしのいでいるが、それでもなかなか営業を続けることが難しい状況であるとの説明でありました。この 3,000 万円の補助金は年度末の赤字補填とは違い、緊急的な援助であります。この度補正を通さなければ資金ショートを起こし、営業が続けられなくなるものと考えます。何としてでも、営業を継続できるようにしなければなりません。

また、一緒になってうなばら荘を盛り上げ支えてこられ、うなばら荘を愛するがゆえに反対に回られた、同僚議員の気持ちも十分すぎるほどわかります。わたしとしても、ここに至るまでの

説明不足や、執行部、うなばら荘からの何とかしてほしいとの切実さが感じられなかったことは、一抹の寂しさを感じます。ここで否決すれば、すべてが終わってしまうことを考えると、そのような判断はできません。この先の執行部、うなばら荘の奮闘に期待して、補正予算案に賛成致します。

皆さま方のご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 59 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について賛成の方の起立を求めます。

[賛成多数]

○議長（井藤 稔君） 賛成多数と認めます。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 発議第 7 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 13、発議第 7 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

三島議会運営委員長。

○議会運営委員長（4 番 三島 尋子君） 発議第 7 号、令和 2 年 9 月 25 日日吉津村議会議長井藤稔様、提出者、議会運営委員長三島尋子。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出の理由は新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしています。国民生活への不安が続いている中、地方で地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。このような状況下、地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このようなことから国においては令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項

について確実に実現されるよう強く要望するものです。

5点あります。

1つ、地方安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2つ、地方交付税については、引き続き財源確保機能と補償機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3つ、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目について地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理・合理化を図り新設・拡充・継続にあたっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5つ、とくに固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急対策として講じられた特別措置は、本来、国庫補助金等で対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、提案理由と致します。議員の皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

**○議長（井藤 稔君）** ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

**○議長（井藤 稔君）** 起立全員と認めます。よって、発議第7号は原案のとおり決議することに決定しました。

---

#### 日程第14 発議 第8号

**○議長（井藤 稔君）** 日程第14、発議第8号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 発議第8号、議案の提出会議規則第14条によるものでございます。日吉津村議会議長井藤稔様、提出者総務経済常任委員長橋井満義。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項会議規則第14条第2項の規定荷より提出をいたします。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た、2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。条約は核兵器について壊滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、これに悪の烙印を押した。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴をゆるさないものとなっている。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれている。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の85カ国。批准国は45カ国となり、発効に必要な条件（50カ国）まで残り5カ国となっている。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求める。

以上意見書を提出する。令和2年9月25日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、内閣総理大臣及び外務大臣宛てに提出するものであります。なにとぞ、皆さま方のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（井藤 稔君） 委員長の説明が終わりました。この際、質疑・討論はないものとし、これから発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長報告のとおり、意見書を提出することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、発議第8号は否決されました。

---

#### 日程第15 諮問 第1号

○議長（井藤 稔君） 日程第15、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本件についてはお手元に配布のとおり、河田智美氏を人権擁護委員に推薦したい旨、村長から文書で意見を求められています。なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。ちょっと、発言はやめて下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。お諮りします人権擁護委員の推薦について河田智美氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって人権擁護委員の推薦については、河田智美氏を適任とすることに決定しました。

---

#### 日程第16 議員派遣の件について

○議長（井藤 稔君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程17、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といた

します。総務経済委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 18、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 19、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたし

ます。運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（井藤 稔君） 以上で本定例会の会議に付議されました議案は、すべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和 2 年度第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 12 分 閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員